

令和5年度第8回 山口市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和5年11月20日(月)午前9時30分～午前11時45分

2 場 所 山口森林ふれあいセンター 会議室

3 出席者 (1)出席委員(農業委員24名中22名)

荒瀬 澄枝、伊藤 三枝子、井上 浩一郎、伊藤 良雄、
上田 正士、小野 基之、海地 博志、片山 潤之、賀屋 忠之、
神田 一夫、恒富 竹司、徳田 文雄、中川 恵美子、
長尾 誠大、原田 好子、藤村 守、藤原 敏郎、安田 敏男、
安野 正純、山根 伊都子、山根 良男、吉富 崇子

(2)欠席委員(2名)

伊藤 良一、重國 誠司

(3)事務局

岸本局長・森原参事・浅原副主幹・小倉主事

(4)会議傍聴人

4 会議 (1)議事録署名委員指名

(2)議案審議

(3)その他連絡事項

会長

皆様、おはようございます。

これより令和5年度第8回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、24名中、出席22名で、委員の過半数の出席がありますので、本日の会議は成立しております。

最初に、議事録署名委員を指名いたします。

恒冨 竹司(つねどみ たけし)委員 及び、

徳田 文雄(とくだ ふみお)委員 をお願いいたします。

それでは、農地法第3条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第3条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案1ページをお開きください。合わせて、参考位置図1ページを御覧ください。

申請地、申請人、申請事由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第1号、大内長野、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は76アールとなります。

議案第2号、大内千坊二丁目、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は139アールとなります。

議案第3号、大内千坊二丁目、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は133アールとなります。

議案第4号、大内御堀、有償移転です。

申請人は、防府市内に居住する者です。

取得後の経営規模は28アールとなります。

議案第5号、中尾、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は80アールとなります。

議案第6号、佐山、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は2アールとなります。

議案第7号、阿知須、有償移転です。

申請人は、東京都青梅市内に本店を有する農地所有適格法人です。

取得後の経営規模は306アールとなります。

議案第8号、阿知須です。

申請人は、広島県広島市中区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

申請地に営農型太陽光発電設備を設置するため、区分地上権の設定を行うものです。

農地法第3条による地上権の設定につきましては、経営に係る農地等及びその周辺の農地等に係る営農条件に支障が生じる恐れがなく、公序良俗に反するものでない場合に認められるものです。

また、この事案につきましては営農型太陽光発電設置に伴う権利の設定になりますので、許可日及び当該権利を設定する期間は支柱に係る一時転用期間と同じ期間になります。

議案第9号、徳地八坂、有償移転です。

申請人は、防府市内に居住する者です。

取得後の経営規模は3アールとなります。

議案第10号、徳地船路、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は290アールとなります。

議案第11号、徳地船路、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は285アールとなります。

議案第12号、阿東生雲西分、無償移転です。

申請人は、愛媛県西宇和郡伊方町内に居住する者です。

取得後の経営規模は17アールとなります。

議案第13号、阿東生雲西分、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は263アールとなります。

議案第14号、阿東地福上、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は221アールとなります。

議案第15号、阿東徳佐上、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は507アールとなります。

議案第16号、阿東嘉年下、有償移転です。

申請人は、防府市内に居住する者です。

取得後の経営規模は34アールとなります。

以上の農地法第3条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。御審議よろしく願いいたします。

会長

事務局から議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

A 委員

議案第2号の大内千坊二丁目について、売買価格があまりにも高すぎではないかと他の委員さんからご指摘をいただきました。今日、その他の委員さんからの指摘はありませんが私の方から説明させていただきます。

位置図を見ていただきますと該当農地の上の方に家がありますが、この度その息子さん名義で申請されています。両側の大きい所と細い所を3条で取得されて、お父さんの指導を受けながら農業をやっていくというお考えです。県道山口防府線に近いので地価が比較的高い位置になります。この度、農地所有者さんから買ってもらえないかとの話を受け、提示された価格も払える価格であったため決められたそうです。また、申請地以外にも離れたところに農地をお持ちで、宅地化が進む中で離れた農地の管理は難しいものなので、できれば自宅の周りに農地を固めたいということで、多少高くとも話を受けられたと聞いております。

ただ、隣接する農地を別の方がこの度取得されましたが、面積はわずかですが、その単価と違っておりますので若干不安はあります。金額に間違いはないですね事務局。特に指摘がなかったのですが、間違いがないか確認とっていただけるとすっきりすると思います。

私からは以上です。

事務局

はい。申請書と相違ありません。

会長

議案第7号の・・・のことですが、榊を栽培されるということで、その他の場所でも何カ月も前から農地を取得されていますが、もう具体的に取り組んでおられることがありますか。

事務局

・・・につきましては、市内での申請件数が増えてきましたので状況の確認をいたしましたところ、2名程山口市に常駐させて対応していくと聞いております。

後程審議していただく事業計画変更の中で、パネルの設置位置変更に係る申請もあり、まだ着工されていない状況にありますが、営農従事者の体制としては2名常駐させ、しっかり対応すると聞いております。

会長

・・・は、宇部市の方にも申請をされておりますが、宇部市は総会の場に関係者を呼び、説明をしていただいたそうです。その結果、不許可となっております。

取得されることは結構なんですけど計画が実現できるのかできないかという点が大きな問題になってくると思います。皆さんにおかれましては今後その点を検討すべき内容になってくるのではないかという気がしております。

事務局

宇部市で3条許可が不許可になったということなんですけど、事務局としてその事情を承知しておりません。その上で以前の総会でもご説明しましたが、営農型太陽光発電設備について全国的に2割程度で実際に営農を行っていない事案があるとのことで国の方でも問題視しており、今後は営農状況を厳しく見ていく方向で農地法を改正する動きがあると事務局は承知しております。

よって、パネル設置後にちゃんと営農されているか確認していく必要がありますし、農地利用状況調査においてもそのあたりは特出しで各委員さんに確認していただく対応をお願いしている状況でございます。

A委員

後程審議する事業計画変更のことで、この前許可したばかりでもう変更で申請してくるのかという不信感があるので、そのあたりの観点でご協議していただけたらと思います。

会長

面積の方もこの度で3ヘクタールを超えるようになり大変広い範囲になります。

その上で榊を植える場合、いまからが時期で夏の間の植栽はまず無理ですから、秋から春先までが植栽に適期になる訳ですので、そのあたりの申請者の取り組みが気になります。

事務局

営農計画についてですが、申請資料から説明させていただきます。来年の3月から4月にかけて定植する計画となっております。

A委員

榊に関して、大内の議案第4号なのですが、実はこれも榊です。

7月の総会で広い範囲の許可をしていただいている状況ですが、まだ手付かずの状態です。今、会長がおっしゃったように時期を待っているのかもしれないというのがわかりましたが、草刈りなどを進めるべきではないかと思います。よって、ここについては今後も注視していこうと思っています。

会長

・・・については、常時2名体制でやっていかれるということですが、これだけ面積が増えて来ているわけですから、1回は総会やいろんな形で呼んで話を聞いてみるべきではないかと私は思っております。その上で、どうしていくかとの話ですが、今回皆さんから意見なければ、私の方から特に意見はありません。

事務局

ただいまのご意見につきましては、本日総会後に運営委員会も開催を予定しており、実はその中で議題として用意しておりますので、その中で相談させていただけたらと考えております。

会長

そういうことなので、この後の運営委員会で検討させていただきます。

B委員

議案第7号の件ですが、面積はそこまで大きくないのですが、位置図を見るときちんと区画が整備されているように見えます。これは基盤整備された土地ではないでしょうか。そういった状況のときに、・・・は土地改良区の構成員になるのか、どうなのかその点がよくわからないのですが。

事務局

登記上では基盤整備田にはなっておりません。

B委員

今後、…が基盤整備田で農業をやっていくということになったときに、土地改良区さんがいいですよとなったら出来るのでしょうね。

事務局

以前の申請の例なんですが、改良区に確認したところ、賦課金を支払ってもらうということ聞きまして、…も支払う意向があることを当時確認しております。

C委員

…は何か月か前にすでに基盤整備田を購入され、総会にて許可を受けていて、土地改良区としては会員になっていただいて賦課金を払っていただく確約を取っています。ただ、土地改良区として喜んで迎え入れたという状況ではなくて、拒むことはできないのではないかと判断しています。総会で許可を受けているわけですし、法的に断る理由の根拠を見いだせなかったことから会員さんになっていただいた形です。確かに役員の中では相当反対意見は出ていたのですが、断れないじゃないか、という結論になった形です。

B委員

この前の話で消毒をしますよとあったと思います。この周りに稲があったらドリフトの問題があったりしてお米が収穫できないという状況にならないか、はっきりしないがそんな疑問がある。これは課題として今後考えてもらえたらと思っています。

C委員

ドリフトの話が出たのですが、土地改良区として確認したかったので…さんに説明会を開いてもらいました。それで飛散は絶対にさせませんという言質はいただいています。しかし、それが本当かどうかやってみないとわからない面が多いと思っています。

それより一番考えるのが、2名常駐されてやっていく中でこれから3ヘクタールの点在する農地をその営農計画でやっていけるのか疑問で、無理なんじゃないかと思っています。これからどんどん申請が出てくることが想定されますが、とりあえずそれを待っていただいて、今のもので進めていただいた結果を見てから次に進めてもいいのではないかと個人的に思います。

例えば10ヘクタールぐらい一気に出てきて許可してできませんでしたとなれば大変な問

題になると思います。実績を積んでから増やしていくなら理解できますし、雇用を増やすとの話もありますが、私も雇用しているのでわかるのですが簡単に増やすせるものじゃないと思っています。人員と面積の問題については、今後しっかり見ていかないといけないもので、いきなり大面積を与えると非常に厳しいことになるのではないかと個人的に思います。

事務局

今ご指摘のあった2名で3ヘクタールやっていけるのかという点については、3条の許可の要件で全部耕作要件というものがありますので、申請内容に疑義があるということであれば不許可という判断もありえるのかと思いますが、今月の案件についてはどういうお考えでしょうか。

C委員

今回の場所は、比較的形はいいのですが水が取りづらい地域で、水田ができないところなのであまり耕作されていない状況になっています。だから地区協議会の中ではいいのではないだろうかという風になりました。

会長

以上で農地法第3条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第3条に係る議案については、「許可」といたします。

続きまして、農地法第4条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第4条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案11ページをお開きください。合わせて、参考位置図16ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第17号、大内長野、用途地域内の第3種農地に共同住宅を建設するものです。

なお、後程審議していただく農地法第5条に係る議案第23号と同一事業となっております。

議案第18号、桜畠五丁目、用途地域内の第3種農地に自己用住宅を建築し、通路を整備するものです。

議案第19号、桜畠五丁目、用途地域内にある第3種農地に共同住宅を建設するものです。

議案第20号、平井、用途地域内の第3種農地に、駐車場及び道路を整備するものです。

この事案につきましては、隣接地で整備される宅地分譲地と一体の開発と判断されるため、都市計画法に規定される開発許可と同時施行といたします。

以下、都市計画法による開発許可と同時施行の場合は、単に開発許可と同時施行と説明いたします。

以上の農地法第4条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。御審議よろしく願いいたします。

会長

事務局から議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

D委員

議案第18号、19号の位置図を見たときに、農地はどのような形で残るのですか、見てもよくわからないのですが。

事務局

まず申請の状況を説明しますと、一筆の中で左端の角に新たに共同住宅が建築され、右上端には元から既存の住宅が建っていたのですが、一部その敷地が入っている状況にあります。この場合の取り扱いとしては、昭和50年代より建っていたとのことなので、現況証明が一般的な流れとなりますが、農地として残る部分がありますので現況証明する部分の分筆が必要となります。しかし、分筆作業が間に合わないということで4条申請を行い、土地利用に関し法的に適正するというものでございます。

それでお尋ねの件については、それぞれ共同住宅、住宅となる部分以外は農地として残置されることとなります。

D委員

農地として残るということですが、今は荒れている状況ですか。

E委員

申請の状況は今事務局から説明があったとおりですが、真ん中のほ場については、現状では水利がありません。所有者さんは草刈りの管理だけされている状況です。行く行くはここも開発予定であるということなので地元の推進委員さんとやむ得ないだろうということになり、地区協議会で話をしているところです。

D委員

荒れていて、さらに次があるかもということですね。

通常なら共同住宅の方を住宅の方に付け建てれば農地が多く残ることだと思いますし、計画の形だと管理しにくいと思いました。それができないということですね。

E委員

言われることは理解しております。ただ、水利がない、水があたらないので田に戻せない。それで草刈りだけの管理をしている状況ですが、隣接地には迷惑をかけない状況となっています。

D委員

よくわかりました。

私は現況証明よりは4条、5条申請で進めていく方が適正なんだろうと思っております。
状況はわかりましたので大丈夫です。

会長

以上で農地法第4条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第4条に係る議案については、全て「許可」といたします。

続きまして、農地法第5条に係る議案についての審議を始めます。
農地法第5条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案14ページをお開きください。合わせて、参考位置図19ページを御覧ください。
申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第21号、上小鯖、農用地区域内の農地で、近隣にて営農型太陽光発電設備を設置するための資材搬入路を整備するものです。

この事案につきましては、農用地区域を対象とした農地転用ですが、一時的な転用でありかつ当該利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められます。

なお、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるため、農地法施行令第11条第1項第1号に該当し許可の対象となるものです。

また、申請人からは令和6年4月30日を期限とする原状回復誓約書が提出されています。

議案第22号、下小鯖、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第23号、大内長野、用途地域内の第3種農地に、共同住宅を建設するものです。

なお、先に御説明したとおり、農地法第4条に係る議案第17号と同一事業になっております。

議案第24号、大内御堀、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に、植林を行うものです。

議案第25号、大内矢田南五丁目、用途地域内の第3種農地に、自己用住宅を建築するものです。

議案第26号、宮野上、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第27号、宮野上、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に、野球練習場を整備するものです。

議案第28号、元町、用途地域内の第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

議案第29号、吉敷佐畑五丁目、用途地域内の第3種農地に、駐車場兼資材置場を整備するものです。

議案第30号、平井、用途地域内の第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第31号、平井、用途地域内の第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

議案第32号、矢原、用途地域内の第3種農地に、自己用住宅を建築するものです。

議案第33号、秋穂東、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第34号、嘉川、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に、山陽新幹

線橋脚の耐震補強工事用の仮設ヤードを整備するものです。

なお、この事案につきましては一時転用であり、申請人からは令和6年11月30日を期限とする原状回復誓約書が提出されています。

議案第35号、江崎、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第36号、小郡下郷、用途地域内の第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

議案第37号、小郡新町一丁目、用途地域内の第3種農地に、駐輪場、物置を整備するものです。

議案第38号、阿知須、農用地区域内の農地に、支柱を建てて営農を継続する営農型太陽光発電設備を設置し、売電事業を行うものです。

この事案につきましては、農用地区域を対象とした農地転用ですが、一時的な転用でありかつ当該利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められます。

なお、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるため、農地法施行令第11条第1項第1号に該当し許可の対象となるものです。

また、申請人からは令和15年11月27日を期限とする原状回復誓約書が提出されています。

議案第39号、徳地小古祖、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。こちらについては、隣接者から通水の承諾が取れておらず、農地法に定める一般基準における計画の実現性に問題があるため、保留とするものです。

議案第40号、徳地堀、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第41号、徳地堀、公共施設に比較的近い第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第42号、徳地堀、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第43号、徳地岸見、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

以上の農地法第5条に係る議案につきましては、議案第39号を除き、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、許可基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしく願いいたします。

会長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

会長

議案第39号ですが、太陽光発電設備を設置するという申請で、現地確認を行ったところ雨水の排水先のことで地元の方から意見がでました。

今の農地の状況からすると申請地の排水は隣接者所有の用悪水路に流れるようになっていますが、この度その地主さんよりその用悪水路には流させないという意見をいただきました。そのため通水の承諾が出るまで保留という形となりました。

なお、青線がありますが、高低差の関係で青線の方が農地より少し高い状況になっていて、不便ということで用悪水路を作られた様です。

会長

以上で、農地法第5条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。議案第39号については「保留」、それ以外の議案については「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第5条に係る議案のうち議案第21号、議案第38号、議案第43号については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った上で「許可」とし、議案第39号を除くその他については「許可」といたします。

続きまして、事業計画変更に係る議案についての審議を始めます。
事務局より説明をお願いします。

事務局

議案28ページをお開きください。合わせて、参考位置図41ページを御覧ください。

議案第44号、上小鯖、農用地域内の農地に、支柱を建てて営農を継続する営農型太陽光発電設備を設置し、売電事業を行うものです。

この事案につきましては、令和5年9月28日付けで営農型太陽光発電設備を転用目的とした農地法第5条の許可を受けましたが、パネル搬入のための進入路が別途必要となり、農地転用許可を受ける必要が生じたことから、施工期間を延長するものです。

議案第45号から議案第51号は、いずれも同一の事業者による同一事業に関する申請ですので、併せて御説明いたします。

議案第45号から議案第51号、阿知須、農用地域内の農地に、支柱を建てて営農を継続する営農型太陽光発電設備を設置し、売電事業を行うものです。

この事案につきましては、それぞれ令和5年7月28日、8月28日、9月28日付けで、営農型太陽光発電設備を転用目的とした農地法第5条の許可を受けましたが、パネルの位置変更にあたり支柱の本数が減少したことから、転用面積を変更し、合わせて施工期間を延長するものです。

以上の事業計画変更につきましては、許可目的達成が困難になったことが、転用事業者の故意又は重大な過失によるものでないと認められるとともに、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、承認の基準に適合しております。また、北部地区及び川西地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いいたします。

会長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

D委員

営農型太陽光発電の変更について、これはこれまで許可されたもの全て変更ですか、それとも一部で変更ですか。

事務局

これまで許可したものの全部ということではございません。

パネル設置位置の変更ということで議案第45号から51号で事業計画変更が申請されています。

D委員

残りはまだあると思うが、これらの変更は出ることはないのでしょうか。

事務局

現時点では聞いておりません。

この度の変更の趣旨としては、元々境界から2mの離隔を取ってパネル等を設置する計画でありましたが、獣害が想定されるということでさらに1m離して、将来的に必要となればフェンスが設置できる形にするためのパネル設置位置という内容の申請になっております。

D委員

そういう理由だから重大な過失ではないとしたという理解でいいですか。

事務局

将来の獣害に備えるもので離隔をさらに取った点で、その合理性は認められるかと考えます。

会長

営農型太陽光発電に係ることなので、同一事業と見なせる下部で櫛を栽培する彩の櫛さんからの変更の申請もあるのではないかと思います。

事務局

行程的にはパネルの設置が先に来て、その後に営農が開始するという形になろうかと思っています。その中で、工期が12月31日から3月末まで延期されるということで営農計画に影響が想定されそうですが、3月に櫛の定植を開始するとの計画になっておりますことから、一応計画に合致している状況と判断もできようかと思います。

C委員

鳥獣害の関係でフェンスの設置という話が出ていますが、ほ場を見てみると鳥獣害が出る所もありますが、あきらかに出ないであろう所も変更をされているのですが、それはおかしくないでしょうか。

それから、フェンスを設置するために1mほどパネル設置位置を引かれるわけですが、そうすると櫛を植栽できる面積も減ると思われますので営農計画も変わることが想定されます。その辺りは変更をされているのでしょうか。

事務局

パネルの設置面積を見ますと、場所によると若干減るようになっていますが、数字上では大きな変更にはなっていない状況です。枚数も例えば150枚が146枚に減ったという風に大きな変更にはなっていません。

A委員

太陽光発電そのものに問題が出て来てはいませんか。というのも、九州辺りでは、発電した電力を使ってもらえないので規制がかかっている状況のようですが、全国的にも同じような状況になっていて、…も太陽光発電からの電力を少しずつ減らさないといけない状況になっていないでしょうか。

事務局

その辺りの話は承知していません。

確かに九州の方は日照が良く、天気のいいときには電力の過供給を防ぐため遮断するということは聞いています。ただ、中国管内ではどうなのか、その辺りは承知していません。

F委員

教えていただきたいのですが、議案5ページのところで……が農地を購入されています。そして、……が発電をされるということですが、元の地主さんと使用の契約をされるということなんで、売買の前に使用の契約をされるということなんでしょうが、この事業計画変更の時には……に所有権が移っているのではないのでしょうか。その方と変更の話をしていくことになるのではないのでしょうか。

事務局

ただいまのご指摘ですが、本来そういう考えにいたると思いますが、実際の登記簿上の所有権は移動していない状況ですのでこういう形の申請になっております。

D委員

所有権が移っている場合は、新所有者とで申請になるという理解でいいのでしょうか。

事務局

その場合は、……と新所有者での申請となります。

D委員

ちなみに速やかに登記を変えるようになっていると思いますが、いつまでにすべきものなんでしょうか。

事務局

農地法上では、特に何日以内だとかそういうはっきりした規定はなかったと記憶していますが、正確には確認はしていません。

ただ、農業委員会として名義がいつまでも変わらないのは問題と考えます。ただ、名義を変えないことで許可を取り消すなどのルールはなかったと記憶していますので、口頭などでいつまでに変更するのか確認するだけに留まるのかと思います。

いずれにしても、所有権の移転がなされていない状況が事業計画変更の審議に影響を

及ぼすものではないと考えます。ただ、こういった指摘があったことは申請代理人を通じ伝えていくこととします。

F委員

状況は理解しました。登記が終わっていないからこういう申請になっているということですが、…、…がそれぞれ売買、賃貸借を結ばれ、工期が変わるということで3月まで伸びて、3月の時点で全部がちゃんとできているかわかると思いますが、今後さらなる事業計画変更などあれば、農業委員会として申請者のやり方に対する疑問とか信頼性への疑義などが出て来ると思いますので、そこはしっかり指導していく必要はあると思います。

委員の皆が不安に思う状況になっていますので、3月までにしっかりやってもらって、それを見て次のことを判断していく形にしないと、できるかどうかわからないのにいたずらに面積だけどんどん増やしていく、前が許可されたのなら次も許可という状況になるのは困ると思います。

3月までにきちんとできないと、次の許可は難しいですよとか、そういう取り扱いが必要ではないかと思います。

事務局

事業計画変更について、その他の場所で同じ内容で何件も出ている状況にありますので、同じような変更が続けばそれが認められるとは限らないということは申請窓口でも伝えていきます。

今後もあるようなら、5条なら転用の確実性がないという点で、F委員が指摘された3条についても面積と人員の関係でストップがかかるという考えはあろうかと思います。なので、今回指摘いただいた件は伝えたいと思います。

D委員

伝えるということですが、きちんとできるまで受け付けないという対応は、総会とかの決議は必要となるのでしょうか。

事務局

総会で可能なのは、許可、不許可もしくは保留というところの判断で、申請を受け付けないということとはできないと考えます。

また同じような内容の変更が出た際に、受け付けた後に当初計画の見通しの甘さなど指摘し、承認しないなどの対応は総会場で行うものと考えます。

F委員

パネルの設置後に榊を植える流れということですが、・・・は3月末までに工事が終わればいいとの認識であったら、その後の定植作業の日程が確保できないかもしれない。だから、榊を植える作業に影響を与えない日程でパネル設置をしてもらわないといけないと思いますので、その辺の話をちゃんとしてもらわないといけないと思います。

事務局

定植については3～4月の2カ月間となっています。三者で事業に関する協定を結んで進められている状況にありますので、そういった指摘があったことは申請者の方へ伝えたいと思います。

A委員

・・・委員の方からの獣害の被害のないところからも申請が出てきているという意見が出てきていましたが、それはいかがでしょうか。

獣害があるから故意または重大な過失がないとされていますが、獣害の恐れがないところまで申請が出ていることはおかしいのではないのでしょうか。

事務局

具体的にどの議案のものになるでしょうか。

C委員

例えば位置図の43～45ページのところですが、現地確認した際にイノシシが出ている形跡は全くないです。ただ、将来的に全く出ないかと言われればわかりませんし、将来出ると言われたならこちらは何も言えなくなりますが、この場所に地元の農家が電気柵をやったりするような場所ではありません。

事務局

申請内の理由書を確認しますと、近隣の市町村、農業関係者に説明を行った際に地域

的に獣害の多い場所になるため、そういった対応を事前にしておいた方がいいのではないかと意見があったことから対応するという内容で、具体的なほ場ではなく地域的なものとしてとらえている様子です。

C委員

阿知須が獣害の多い地域かどうかと言われると、決してそうだとは思えない。場所によると思います。いるエリア、いないエリアがありますが特に多い地域とは思えないです。

事務局

確かに市内では阿東、徳地地域と比べると阿知須は獣害が少ないと思います。ただ、事務局としてどの地域の話であったかまでは把握できていないのですが、理由としては獣害対応のためとの説明になっております。

G委員

私は徳地ですので阿知須の獣害のことはよくわかりませんが、たくさん申請されている変更の中身を見ますと、どれも共通して支柱の本数が減少して、転用面積は0コンマいくつのような数字が減っています。ほんのわずかな減少になっていますが、阿知須地区協の方々のご意見はどうだったのでしょうか。簡単なパネル位置を変える計画変更だけの申請がたくさん出てくる状況が、安易に考えられているのではないかと感じますし、地区協の中ではどういう意見になっていたのか聞かせてもらって判断のひとつとしたい思います。

D委員

フェンスの設置のためにパネルの位置が動いて設置数が少なくなる、そして支柱の本数が減るということで聞きましたので、今までも設置面積の変更とかそういったことはあって、そういうことかということで審議しました。ただ、地区協の場ではその他の地区のことはわからないので、市全体ではどうなのか質問などしませんでした。今回、小鯖の方でも変更が出ていますが、小鯖以外も出ていれば理解できるのですが、出ていないので先ほど全部ですかと質問しました。全部だったら当初の計画と違っているし、一部ならなにか理由があるのかということなんですが、それは鳥獣害のこととありました。

過去に面積の変更とか、会社が潰れたとか、できなくなったとかの変更はありましたが、今回のことは、…も大きな会社ですし、それぐらいわかっているようなのにという風な考え

も地区協内であったと思います。それでも地区協の中では従来のものと同等ということで、それ以上の審議はしていない状況です。

H委員

太陽光発電などの転用が完了して農地ではなくなったものは農業委員会の手から離れるわけですが、営農型となれば農地のままということですので、許可にあたって条件を付けてもいいのではないかと思います。進行状況とかの報告を求めてもいいんじゃないですか。

事務局

営農型太陽光発電については、年1回の実績報告を提出してもらうようにしています。下部での実際の営農がどうなのか、収量はどうなのかというような内容を求める、そういう形になっています。

G委員

今までの議論を聞いていますと、このまま了承します、この申請を認めますということには、この場の雰囲気からすると早計ではないかという気がします。

今日の総会場でこの申請を保留にすることとした場合、今後中国電力さんから補足の資料など出てくるのでしょうか、それとも今の状態で判断してくことになるのでしょうか。

事務局

この申請に対し、何か判断に足りないものがあるなら、委員さんの方から意見を出していただいて、その提出があるまでは保留という形はとれます。

G委員

だったら、先ほどから話が出ているとおり、パネルの変更について統一性がなにもないところから問題点を出していった返答を求めると、それが出てから判断するということがいなかでしょうか。

私としてはパネルの位置変更が、どういうことで変更申請の理由になるのかどうもわからないわけですが、これまで議論された柵との関連、獣害に関すること、それらを整理すれば・・・の方に返答を求めることではないかと思います。それを理由に保留とすることが可能かなと思うのですが。

事務局

何かこういう疑問があるから保留なり、ここが認められないから不許可というのはいりう
ると思います。

ここで今回の申請のことを思い出してみるのが、・・・市の農業委員会で・・・を呼んで説明会を開いたという話があったと思うのですが、その中で計画を見て、イノシシなどが
でる所もあるが問題ないだろうかと指摘をされ、それを受けて阿知須も宇部に近い地域と
考えたのか、イノシシが出るかもしれない、パネル設置の終わっていない申請地は計画を
見直すべきなんじゃないかとなって、その結果、将来イノシシが出たときに対応できるように
予め距離を取った方がいいということでパネル配置の変更になったわけです。そうすると
パネルの枚数が減り、支柱の本数も減ったということで転用面積がこのように変わったと、
当然変更が認められた後の着工になるのでそれも遅くなるということで申請が出てきてい
ると思います。

害獣対策に伴うパネル枚数、支柱本数の減少と遅れに伴う工期の変更がこの農業委員
会では認められない、何故ならこういう理由ですという統一意見があれば、それをもって
保留なり不許可というのはできると思います。ただ、もう少し明確な理由がいたると思います。
これは重大な故意、過失がないと言えないとか、イノシシが出ないところはそのままの配置
で行えばいいのではないかと、その判断はあり得ると思います。いずれにしても変更を
認めるなり、認めないならなぜなのか、この場で結論を出していただけたらと思います。

G委員

大体の趣旨はわかりました。

私はご承知のように徳地で、イノシシの被害はとても多い地域です。当然ながら太陽光
発電につきましてもイノシシ対策は皆がやっておられます。それと比べ阿知須ではどうなの
かという話になりますが、先ほども言いました通りよくわかっていません。

・・・が獣害対策でパネル設置位置の変更をせざる得なかったと、イノシシの被害が近々
のうちに想定されるということならば、山口市の農業委員会が反対したばかりに折角作っ
たのにイノシシの被害にあってしまった、こちらの心情を理解してくれなかったという風にな
ってしまってもいけないわけで、そのあたりの実態に即した判断はどうかもう一度・・・さ
んに確認をとって、しかる後に総会の場にかけるというのはどうなんでしょうか。

事務局

申請は、地元で聞いたなら獣害の可能性があるということで変更する内容であったと思うので、…の主張としてはその調整は済んでいるという話になるのかと思います。ではもう一度となれば、誰に話を聞いたらいいのか質問が来ると思います。地域によるということであれば、例えば隣接農業者に話を聞いて来てくださいますかと言うのかどうかというところでしょうか。誰に聞いたらよくて、誰に聞いたのではだめというのは判断に迷うところではあります。

I委員

これは…の設計ミスってことはないですか。稲やイモならまだしも柿で獣害というのは想定されないのではないのでしょうか。ミミズなどは多少はいるでしょうが、そんなに多くない気がします。申請者に関しては登記上の所有者と契約というのは仕方ないと思います。また三者で話が済んでいると聞きました。結局、理由が獣害となっていますが、そこに問題がある気がします。当初の設計ミスではないかと思ってしまう。

J委員

今の話を聞いて思うのですが、柵をしていないと人が入ってきたりして問題が発生するため、最初から計画するのが当たり前じゃないかと思います。それをしていなくて今するのはおかしいと思うのですが、柵をする理由が獣害ではなく人が入らないようにするというのなら理解はできます。人が入ると危険だから当初より柵を設置する計画とするべきところをしていないことに問題があると思うので、1回来てもらってきちんと説明を受けて、今後のこと進めた方がいいと思います。だから、今回の保留はそれでいいと思うし、柵の設置は必要だと思いますので、変更のことはいいと思うのですが、今後のことは1回説明してもらって進めていくのがいいのではと考えます。

K委員

本来は今ここでこういう議論するのはおかしいと思います。最初に営農型で太陽光発電を行うのがおかしいのであって、許可されたものについて変更は地区協で審議されたとおり軽微なものなんですよ。後から柵を設置するとのことですが、まあ拒む話ではないのかと思います。

本来は営農型で柿の栽培ができるかどうかの問題になるわけで、今後の営農型太陽光発電が果たしてできるのかという点は議論していかなければならないのですが、今回の件は

許可をしている以上認めざる得ないと思うのですが。

I委員

この場では地区協で出された判断に基づいて審議していくわけですから、地区協の方で賛成ならそれでようございます。

D委員

先ほども言いましたが、太陽光であれば設置面積の変更はあり得るわけで、配置を変えて枚数が減って、支柱の本数も減って面積が減ったと、それを拒む要件がないので認めました。ただ、私らは皆さん以上に・・・などに賛成ということではなくて、特に地元の委員さんではそれなりに不安はあると思います。全体的に見ると不満は不満です。設計ミスじゃないか、それはみんな思います。それでも、今回の変更は拒む要件がないとの判断をしています。今回はフェンスの設置に伴うものと聞いていますし、鳥獣害については聞いていないのでそれだったら仕方ないね、となっています。

I委員

わかりました。この案件はあえて強硬に認めないというものではないと思います。

D委員

もう一つ聞いてみたいのですが、今回阿知須で3条の申請があったと思いますが、これもこの変更に基づいたものと同じ考え、要は鳥獣害のことを想定したものとなっていますよね。そうじゃなければもう一度よく検討してくれ言わないといけないと思います。

事務局

さすがに後々変更が出ることはないと思います。同じ時期に鳥獣害対策に伴う変更を出しておいて、やっぱりここもそうでしたということで変更申請はだめですので、それをもって認めないというのは可能だと思います

事務局

今回の阿知須の申請ですが、すでにかなり道路から離して設置するようになっています。

D委員

今審議している変更の内容に準じて設置するようになっているんですね。

事務局

図面上ではそのように考えられます。

会長

いろいろなご意見がでましたが、今後の申請については念を押して確実なものにしていくということで、今日は議案として出てきたものなので皆さんの決を取り、今日の結論で終わりたいと思います。

今後・・・からの申請があったときには、・・・をお呼びしたいと思います。事業計画変更が出たときには・・・をお呼びすると。場合によっては、双方来ていただくことになるかもしれませんが、これぐらいは農業委員会として求めてもいいものと考えております。いろいろなご意見ありがとうございました。

以上で事業計画変更に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。すべて「承認」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました事業計画変更については、「承認」といたします。

続きまして、農用地利用集積計画についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案32ページをお開きください。

議案第52号、農用地利用集積計画について説明いたします。

地区協議会において、協議していただいたとおり、

合計55筆 80,056㎡でございます。

なお、今月はこのうち4筆10,910㎡の所有権移転申請がございます。

詳細は議案の33ページの記載のとおりです。

計画申請の内容は、山口市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているなど農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

御審議よろしく願いいたします。

会長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用集積計画について、「決定」とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、農用地利用集積計画については、山口市の計画どおり「決定」とします。

続きまして、農用地利用配分計画に対する審議を行います。

事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案34ページをお開きください。

議案第53号、農用地利用配分計画に対する意見聴取について説明いたします。

地区協議会において協議していただいたとおり、合計19筆55,164㎡でございます。

計画申請の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。御審議よろしく願いいたします。

会長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用配分計画について「異議なし」と回答とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、農用地利用配分計画については、「異議なし」として、山口市に回答します。

続きまして、現況証明についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案35ページをお開きください。合わせて、参考位置図47ページを御覧ください。

議案第54号から議案第59号について、一括で説明いたします。

中央地区2件、阿知須地区1件、阿東地区3件の議案がございます。

いずれも登記地目を変更し、非農地のまま利用するものです。

議案第58号は、荒廃で面積が500㎡以上で、その他につきましては、昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

御審議よろしくお願いたします。

会長

それでは、議案審議に入ります。

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。現況証明を全て発行することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、現況証明については、全て発行することといたします。

以上で本日の議案審議はすべて終わりました。

次に、報告事項に入ります。事務局より報告をお願いします。

事務局

本日お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出および通知の一覧表を御覧ください。11月分の受付状況は記載のとおりです。

また、報告第2号の山口県ネットワーク機構への意見聴取事案については、記載のとおり全て適当との回答がありました。

報告については以上です。

会長

只今事務局から報告がありましたが、各委員さんから質問・意見等がありましたらお願いします。

会長

以上を以て、本日の総会を終了いたします。

最後に事務局から連絡事項等、何かありますか。また、各委員さんから何かございますか。

A委員

手短かに報告させていただきます。

11月16日、17日の二日間に中四国ブロック農業委員会女性委員会の研修会が香川県

で開催され、県内から19名が参加しました。

基調講演は「農の偉業を明日へ」というタイトルでしたが、25年ぐらい全国各地取材して回られて農村や地域の文化などを研究してこられた作家の方のお話でしたが、全国にはすごい農地がたくさんあるので、誇りをもってそのことを訴えていくべきだということを最初に言われました。そして、先人たちが条件を悪い所でも、様々な工夫、苦勞をして生き抜いて来られた事実があり、段々畑の石積みや石組みのため池など自分のためと言うより、みんなのため、末裔のために齒を食いしばって切り開いてきたはずだから、その農の偉業を私たちが貶めてはいけないということを言われ、大変感銘を受けました。いま農地が潰されていく中で、私たちは諦めていましたけれど、諦めてはいけないのだなと背中をどつかれた気がしました。それから、食べ物が自分の周囲で作られている有難み、希少性をもっと国民にわかってもらうために、私たち生産者はもっと発信しなくてはいいけないということも言われました。

それから、全国農業会議所と香川県の農業会議のそれぞれの事務局長さんから情報提供がありました。食料・農業・農村基本法の改正についてですが、来年の通常国会で不測時の食料供給に関する法律、これはウクライナ侵攻があって食料が足りないとか値上げがあったりしましたがそれに対する法律とスマート農業の振興に関する法律、この2つは提出される見込みだけれども、私たちが本当に望んでいる適正価格の形成、いわゆる価格転嫁のための法律については、どうも先送りされる見込みだそうです。

その他では、これまで農地に関しては地方公共団体に任されて来ましたが、やはり国が関与して転用規制を強化する方向にあるということです。先ほど森原参事よりお話があったように、営農型太陽光発電で不適切なものには厳格に対応していく方向だそうです。それから、地域計画の策定には私たちも入っていきますが、話し合いを必ずして色塗りは完璧ではなくてもいい、まだらでも白地が残っていてもいいので、とにかく地図を作ってくださいとのことでした。タブレットの導入してほしいという話もあったと思いますが、導入にあたっては当然使い方の研修をするのですが、あるところではうまくいかなかったのが女性委員に先に研修をして、その女性委員を講師にしたらとてもうまくいったという例があったそうです。山口市でこれから取り組まれるときにはそれを参考にされたいかなと思いました。以上です。

会長

それでは、本日の日程を全て終了します。お疲れ様でした。

以上、令和5年度第8回山口市農業委員会総会議事録である。

令和5年11月20日

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

会 長 安田 敏男

署名委員 恒富 竹司

署名委員 徳田 文雄

記 録 者 浅原 紀彦